

大阪府における光化学スモッグ発生
の現況とその対策（2023 年度）

2025 年 3 月

大阪府環境農林水産部

本資料は、2023 年度の大阪府内における光化学オキシダント（光化学スモッグ）の発生状況及び被害の訴えの状況と対応について取りまとめたものです。

光化学オキシダント濃度測定結果については、発令判断局（55 局）（※）の 2023 年 4 月から 10 月までの 1 時間値について集計を行っています。

組織名称等は 2023 年度のものを記載しています。

※発令判断局：オキシダント緊急時に係る測定点（図 2-1-1 参照）

目次

第 1 編 光化学スモッグの現況	2
1 光化学スモッグの発生及び被害の訴えの状況とその推移	2
(1) 緊急時発令の状況	2
(2) 被害届出の状況	7
(3) 全国における緊急時発令等の状況	8
2 光化学オキシダントによる大気汚染状況と気象の概況	9
(1) 光化学オキシダントによる大気汚染状況	9
(2) 気象の概況	12
3 光化学スモッグに関する調査研究	15
第 2 編 光化学スモッグ対処体制	16
1 常時監視測定網	16
2 オキシダント緊急時等の発令基準及び発令地域	18
3 オキシダント緊急時等の通報・情報発信	19
(1) 府民	19
(2) 事業者等	21
(3) その他（気象情報）	21
4 緊急時等における発生源対策	22
(1) 固定発生源対策	22
(2) 移動発生源対策	24
5 光化学スモッグによる被害発生時の対応	25
第 3 編 資料	26
1 光化学スモッグの概要	26
(1) 光化学スモッグの歴史	26
(2) 光化学スモッグの発生機構	26
(3) 光化学スモッグによる被害	27
2 オキシダント緊急時等の発令基準等の推移（1971 年度～）	27
3 参考データ	28
(1) 緊急時発令に関するデータ	28
(2) 発令判断局における昼間のオキシダントによる汚染状況	31
(3) 光化学スモッグ被害調査票	34

第1編 光化学スモッグの現況

1 光化学スモッグの発生及び被害の訴えの状況とその推移

(1) 緊急時発令の状況

2023年度は、光化学スモッグの予報5回、注意報4回の発令を行いました。2022年度からは増加しましたが、過去10年（平均回数：予報5.6回、注意報4.2回）と同程度でした（図1-1-1）。

2023年度の発令は、予報は5月に1回、7月に4回の合計5回、注意報は7月に4回、それぞれ発令しました（表1-1-1）。

地域別では、予報は1の地域（大阪市中心部の地域）で1回、2の地域（大阪市北部及びその周辺地域）で2回、3の地域（東大阪地域）で3回、4の地域（堺市及びその周辺地域）で4回、5の地域（北大阪地域）で2回、6の地域（南河内地域）で3回でした。同様に、注意報は2の地域（大阪市北部及びその周辺地域）で1回、3の地域（東大阪地域）で2回、4の地域（堺市及びその周辺地域）で3回、6の地域（南河内地域）で2回でした（図1-1-2）。

月別に見ると予報・注意報の発令があった月は直近10年平均を上回っていましたが、それ以外の月及び平均発令回数では下回っていましたが（図1-1-3、図1-1-4、表1-1-2、表1-1-3）。

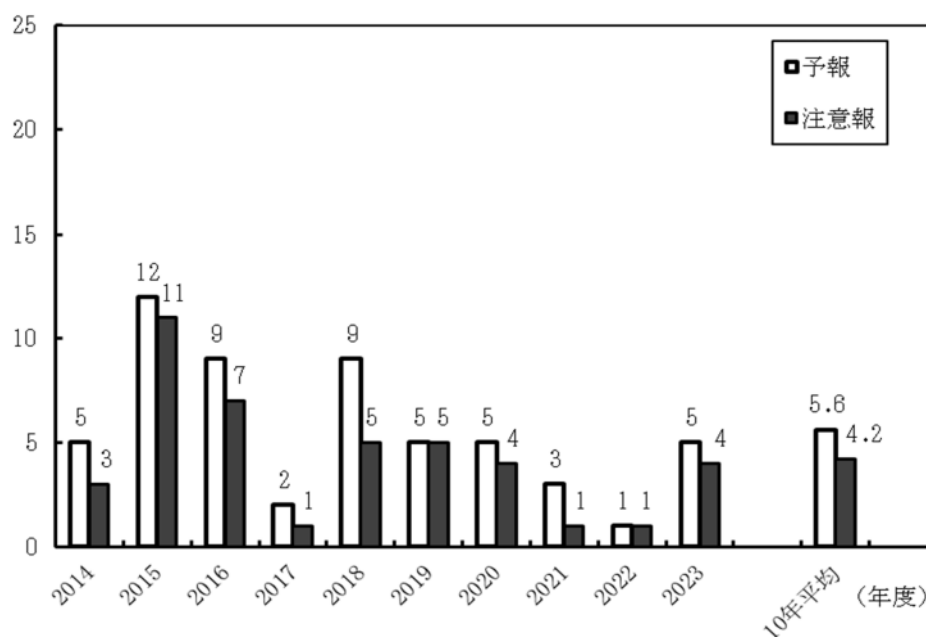


図1-1-1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数の推移

表 1-1-1 オキシダント緊急時等の発令状況（2023 年度）

月 日	曜日	発令号数		発令時刻	解除時刻	発令時間	発令地域						最高濃度 (ppm)
		予報	注意報										
5月17日	水	1	－	15:30	17:30	2:00					5		0.115
7月4日	火	2	－	14:00	17:50	3:50				4		6	0.135
		2	－	14:30	17:50	3:20	1		3				
		－	1	15:15	17:50	2:35			3	4			
7月7日	金	3	－	12:30	15:30	3:00				4		6	0.131
		3	－	13:30	15:30	2:00			3				
		－	2	13:30	15:30	2:00						6	
7月27日	木	4	－	12:50	16:30	3:40		2		4			0.133
		4	－	13:30	16:30	3:00			3			6	
		4	－	14:00	16:30	2:30					5		
		－	3	13:30	16:30	3:00				4			
		－	3	14:00	16:30	2:30		2					
		－	3	14:30	16:30	2:00			3			6	
7月28日	金	5	－	13:30	16:40	3:10		2		4			0.123
		－	4	15:00	16:40	1:40				4			



図 1-1-2 発令地域区分・2023 年度地域別の予報または注意報発令回数（○中の数字が発令回数※）

※予報と注意報を同日中に発令した場合は 1 回と数える。

(参考) 大阪管区気象台による光化学スモッグ気象情報※

下表のとおり、大阪管区気象台からの光化学スモッグ気象情報の発表は、2023 年度は 2 回でした (2022 年度 1 回)。

参考表 光化学スモッグ気象情報の発表状況

月日	曜日	気象情報	発表時刻	当日の光化学スモッグ発令状況	
				予報	注意報
5月17日	水	1号	10:20	1号	
7月4日	火	2号	10:20	2号	1号

※光化学オキシダントが高濃度となる気象が予測される場合、
大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱第 5 条に基づき知事に通報があるもの

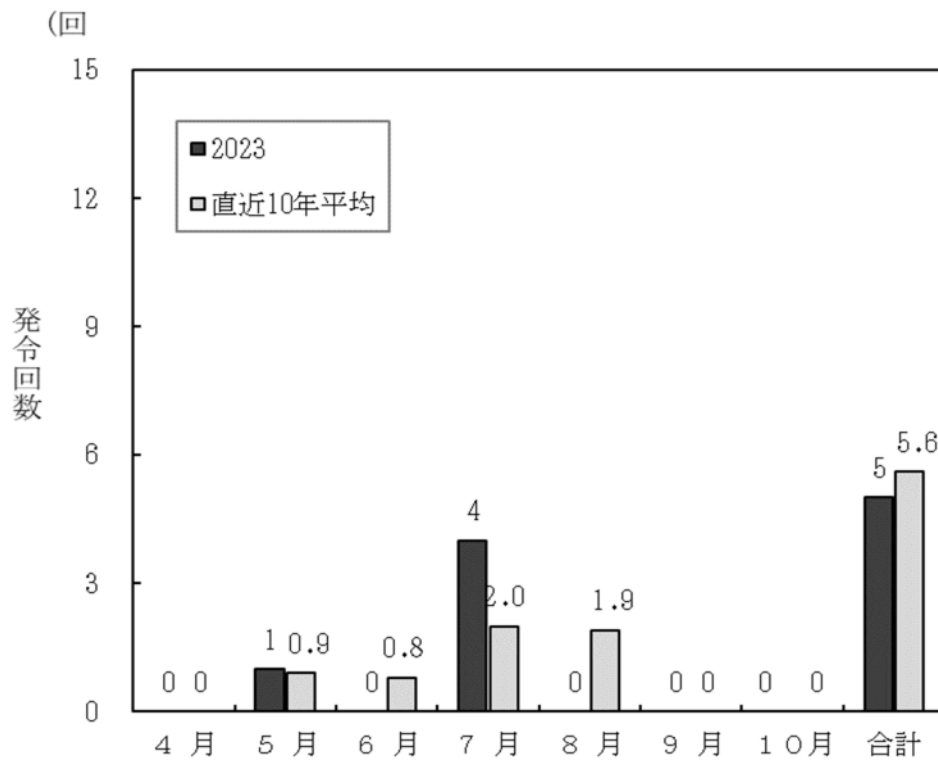


図 1-1-3 2023 年度の光化学スモッグ予報発令回数の月別推移

表 1-1-2 過去 10 年間の光化学スモッグ予報発令回数の月別推移

年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	合計
2014	0	0	2	3	0	0	0	5
2015	0	3	0	1	8	0	0	12
2016	0	1	1	3	4	0	0	9
2017	0	1	1	0	0	0	0	2
2018	0	0	1	7	1	0	0	9
2019	0	3	0	0	2	0	0	5
2020	0	0	1	0	4	0	0	5
2021	0	0	2	1	0	0	0	3
2022	0	0	0	1	0	0	0	1
2023	0	1	0	4	0	0	0	5
直近10年平均	0	0.9	0.8	2.0	1.9	0	0	5.6

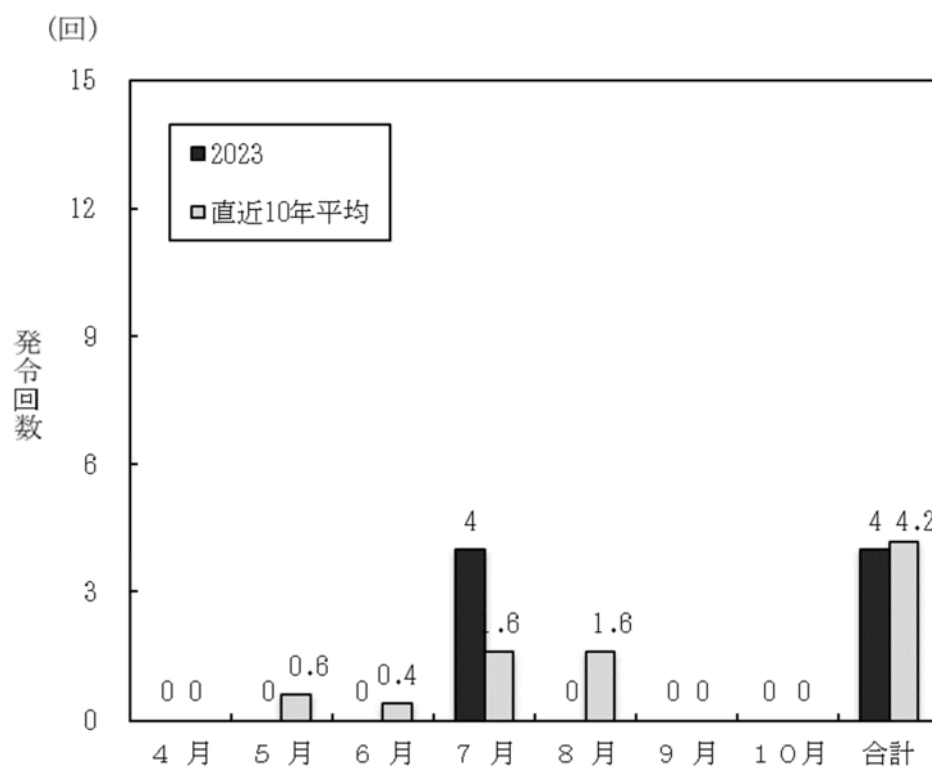


図 1-1-4 2023 年度の光化学スモッグ注意報発令回数の月別推移

表 1-1-3 過去 10 年間の光化学スモッグ注意報発令回数の月別推移

年 度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	合計
2014	0	0	1	2	0	0	0	3
2015	0	2	0	1	8	0	0	11
2016	0	1	1	2	3	0	0	7
2017	0	0	1	0	0	0	0	1
2018	0	0	0	5	0	0	0	5
2019	0	3	0	0	2	0	0	5
2020	0	0	1	0	3	0	0	4
2021	0	0	0	1	0	0	0	1
2022	0	0	0	1	0	0	0	1
2023	0	0	0	4	0	0	0	4
直近10年平均	0	0.6	0.4	1.6	1.6	0	0	4.2

(2) 被害届出の状況

2023 年度は、光化学スモッグによると思われる被害の届出はありませんでした。被害の届出は 2015 年度以降 9 年連続してありません（図 1-1-5）。

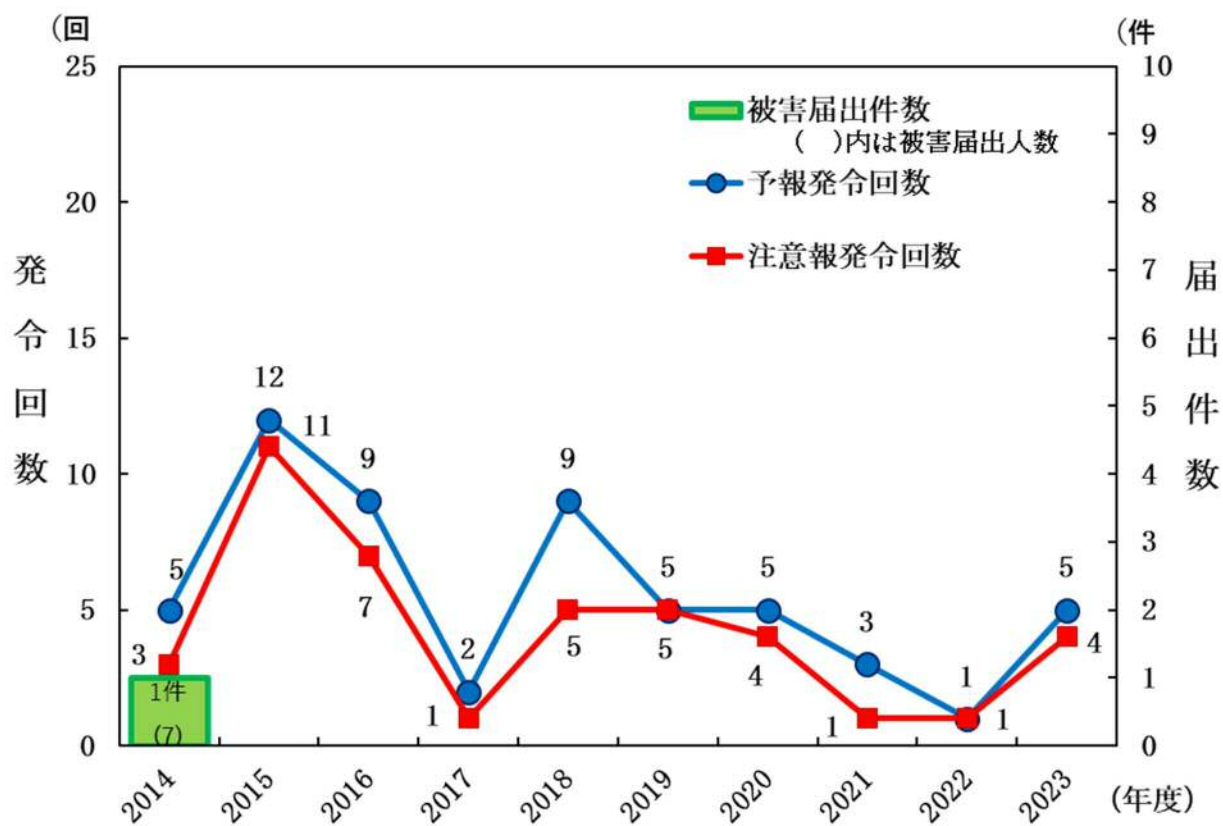


図 1-1-5 被害届出件数の推移

(3) 全国における緊急時発令等の状況

2023 年度の全国の注意報の発令状況は、発令都道府県数が 17 都府県、発令延日数は 45 日で、2022 年度(12 都府県 41 日)と比べて、都道府県数、延日数ともに増加しました。

都道府県別の注意報発令延日数は、埼玉県が 7 日で最も多く、次いで千葉県が 6 日でした。月別にみると 7 月の 32 日が最も多く、次いで 5 月の 11 日でした (表 1-1-4)。

また、2023 年度は全国で警報の発令はありませんでした。

2023 年度の全国における光化学スモッグによると思われる被害の届出人数は、5 月 18 日の岐阜県の 2 人でした (2021 年度：届出なし) (表 1-1-5)。

表 1-1-4 都道府県別・月別光化学スモッグ注意報の発令状況

(単位：日)

都府県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
茨城				1				1
栃木		1		2				3
群馬		1		3				4
埼玉		1		5		1		7
千葉		1		5				6
東京		1		3				4
神奈川				2				2
山梨				1				1
岐阜		1						1
愛知		1		1				2
滋賀		1						1
京都		1						1
大阪				4				4
兵庫		1						1
奈良				2				2
岡山		1		2	1			4
広島				1				1
月別 計	0	11	0	32	1	1	0	45

(出典) 環境省公表資料 (2024. 4.16)

表 1-1-5 都道府県別・日別の被害届出状況

(単位：人)

都道府県	5 月 18 日	計
岐阜	2	2
日別 計	2	2

(出典) 環境省公表資料 (2024. 4. 16)

2 光化学オキシダントによる大気汚染状況と気象の概況

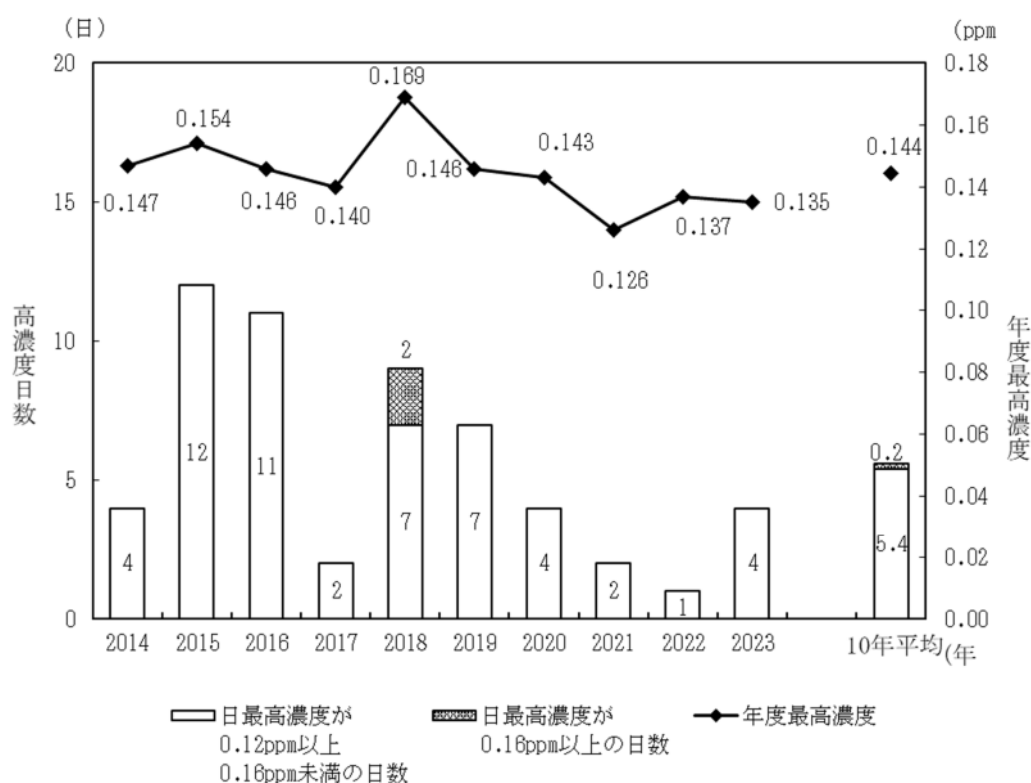
(1) 光化学オキシダントによる大気汚染状況

この10年における光化学オキシダント高濃度日数（光化学オキシダントの日最高濃度が0.12ppm以上の日数）の推移をみると、2023年度は4日で2022年度より増加しましたが、直近10年の平均（5.6日）を下回りました（図1-2-1）。

光化学オキシダントの年度最高濃度は0.135ppmで、7月4日に4の地域（堺市及びその周辺地域）の藤井寺市役所局で記録しました。また、年度最高濃度はここ10年ほぼ横ばいで推移していますが、ここ4年は10年間の平均濃度を下回っています（図1-2-1）。

0.12ppm以上の日は、月別では7月に4日、地域別では4の地域（堺市及びその周辺地域）で4日及び3の地域（東大阪地域）、6の地域（南河内地域）でそれぞれ2日、2の地域（大阪市北部及びその周辺地域）では1日でした（表1-2-1）。過去10年間の月別、地域別推移は、それぞれ表1-2-2、表1-2-3に示します。

発令判断局（55局）において、0.12ppm以上の日最高濃度を記録したのは14局でした。（図1-2-2）。



<各年度最高濃度の測定局等>

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
月日	6月1日	8月1日	8月5日	6月23日	7月25日	8月2日	8月21日	6月8日	7月1日	7月4日
時刻	15時	13時	15時	15時	15時	15時	15時	16時	17時	15時
測定点 (地域)	藤井寺 市役所 (4)	富田林 市役所 (6)	富田林 市役所 (6)	富田林 市役所 (6)	府立修徳 学院 (3)	登美丘 (4)	富田林 市役所 (6)	八尾市 保健所 (3)	岸和田 中央公園 (7)	藤井寺 市役所 (4)

（注）地域：1（大阪市中心部）、2（大阪市北部及びその周辺）、3（東大阪）、
4（堺市及びその周辺）、5（北大阪）、6（南河内）、7（泉南）

図1-2-1 光化学オキシダント年度最高濃度及び高濃度日数の推移

表 1-2-1 2023 年度の光化学オキシダント日最高濃度が 0.12ppm 以上の日数（月別・地域別）

地域 月	1の地域	2の地域	3の地域	4の地域	5の地域	6の地域	7の地域	全域
4 月	0	0	0	0	0	0	0	0
5 月	0	0	0	0	0	0	0	0
6 月	0	0	0	0	0	0	0	0
7 月	0	1	2	4	0	2	0	4
8 月	0	0	0	0	0	0	0	0
9 月	0	0	0	0	0	0	0	0
10 月	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	2	4	0	2	0	4

（注）地域：1（大阪市中心部）、2（大阪市北部及びその周辺）、3（東大阪）、
4（堺市及びその周辺）、5（北大阪）、6（南河内）、7（泉南）

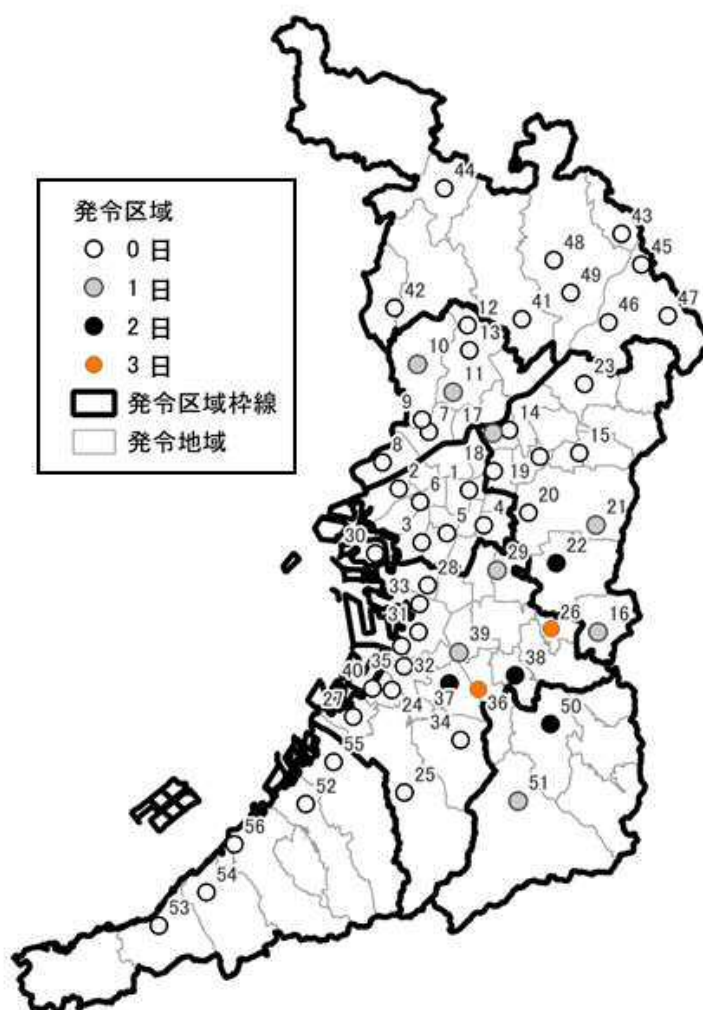


図 1-2-2 発令判断局における光化学オキシダント日最高濃度が 0.12ppm 以上であった日数

表 1-2-2 過去 10 年間の光化学オキシダント日最高濃度が 0.12ppm 以上の日数（月別）

月 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	合計
2014	0	0	1	3	0	0	0	4
2015	0	3	0	1	8	0	0	12
2016	0	2	1	3	5	0	0	11
2017	0	2	1	0	0	0	0	3
2018	0	0	1	7	1	0	0	9
2019	0	3	1	0	3	0	0	7
2020	0	0	1	0	3	0	0	4
2021	0	0	1	1	0	0	0	2
2022	0	0	0	1	0	0	0	1
2023	0	0	0	4	0	0	0	4

表 1-2-3 過去 10 年間の光化学オキシダント日最高濃度が 0.12ppm 以上の日数（地域別）

地域 年度	1 の地域	2 の地域	3 の地域	4 の地域	5 の地域	6 の地域	7 の地域	全域
2014	0	1	1	1	3	2	1	4
2015	0	3	6	9	7	9	4	12
2016	1	2	2	3	1	11	1	11
2017	0	0	1	1	1	2	0	3
2018	0	3	4	6	3	6	0	9
2019	2	4	4	4	3	3	2	7
2020	1	3	3	1	3	1	0	4
2021	0	0	1	2	0	1	0	2
2022	0	0	0	1	0	0	1	1
2023	0	1	2	4	0	2	0	4

（注）地域：1（大阪市中心部）、2（大阪市北部及びその周辺）、3（東大阪）、
4（堺市及びその周辺）、5（北大阪）、6（南河内）、7（泉南）

(2) 気象の概況

1) 2023 年夏の特徴

2023 年の夏は気温や日照時間が平年を上回る傾向にありました（表 1-2-4、図 1-2-3）。

特に 7 月後半は太平洋高気圧の本州付近への張り出しが強まり記録的な高温となり、弱風が続きました。8 月は高温が続いたものの、台風や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、弱風となる日は多くありませんでした。

表 1-2-4 各気象要素の 2023 年値と平年値との比較（月別）

観測地点	項 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
大 阪 管 区 気 象 台 (注1)	日最高気温の 月平均値 (℃)	本年	20. 9	24. 9	27. 8	33. 7	35. 2	32. 5	24. 0
		平年 (注2)	19. 9	24. 9	28. 0	31. 8	33. 7	29. 5	23. 7
	総日照時間 (時間)	本年	193. 1	226. 9	130. 9	242. 0	219. 4	188. 0	213. 7
		平年 (注2)	192. 6	203. 7	154. 3	184. 0	222. 4	161. 6	166. 1
	日降水量が1.0mm 以上の日数 (日)	本年	11	11	14	6	11	8	9
		平年 (注2)	9. 2	9. 5	11. 3	10. 0	7. 2	9. 5	8. 3
	月平均風速 (m/s)	本年	2. 5	2. 5	2. 1	2. 4	2. 7	2. 4	2. 1
		平年 (注2)	2. 6	2. 3	2. 5	2. 4	2. 7	2. 6	2. 5
	平均雲量 (10分比)	本年	6. 8	7. 3	8. 3	6. 4	6. 5	7. 0	5. 6
		平年 (注2)	6. 5	7. 1	8. 3	7. 8	6. 9	7. 2	6. 4

(注1) 大阪管区気象台の値は、気象庁「過去の気象データ・ダウンロード」より得たものである。

(注2) 平年値は1991年から2020年の30年間の平均値

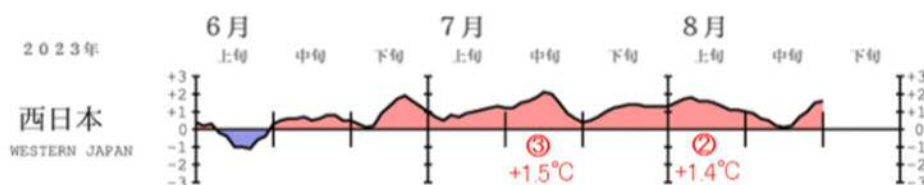


図1-2-3 2023年6月～8月の5日移動平均した地域平均気温平年差の推移 (°C)

※赤字の○数字と値は、旬における1946年以降の平均気温の高い方からの順位と平年差を表す（上位3位まで）（出典：令和5年8月28日付け気象庁報道発表資料）

6 月は梅雨前線の影響を受けて、日降水量が 1.0 mm 以上の日が月の半数近くあり、晴れの日が継続することが少なくなり、日照時間も平年よりかなり少なくなりました。6 月末から 7 月にかけては曇りや雨の日が多く、大雨となる地域もありました。図 1-2-4 で示す通り、太平洋高気圧が日本の南で強く西に張り出し (①)、高気圧縁辺に沿って強まった気流により多量の水蒸気が日本付近に流れ込みやすい状況が続き (②)、日本付近の梅雨前線の活動が活発となったことで、平年と比べて降水量の増加及び日照時間の減少がみられたと考えられます。

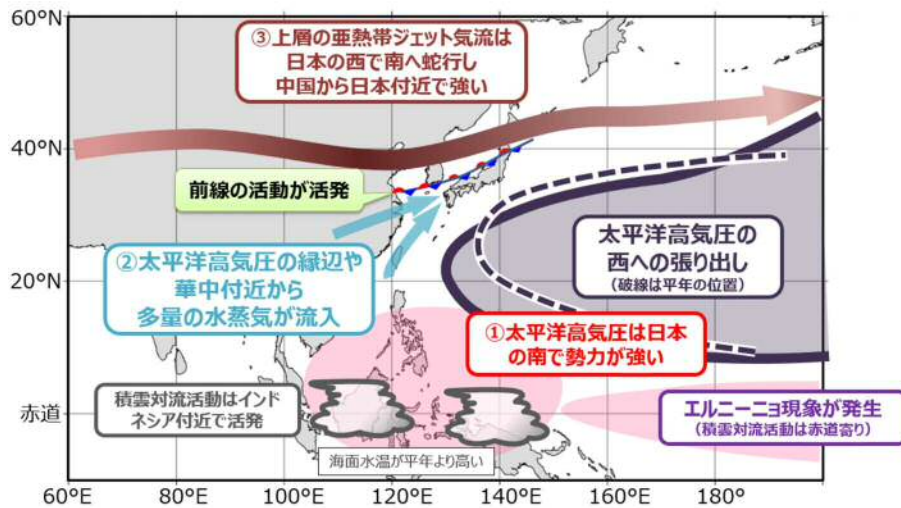


図 1-2-4 6 月末から 7 月中旬の大雨をもたらした大規模な大気の流れに関する模式図

(出典：令和 5 年 8 月 28 日付け気象庁報道発表資料)

7 月後半になると記録的な高温が続きました。この記録的な高温には、図 1-2-5 で示す通り、下層の太平洋高気圧 (①) の張り出しが顕著に強まり、下降気流や晴天による強い日射が地上気温の上昇をもたらしたことに加えて、上層の亜熱帯ジェット気流が明瞭に北偏し (②)、暖気を伴った背の高い高気圧に覆れ、また、全球的な気温の上昇も顕著な高温をさらに底上げしたと考えられます。

また、8 月について、太平洋高気圧は日本の東へ後退しましたが、高気圧縁辺や移動が遅かった台風第 6 号、第 7 号に伴う南からの暖かく湿った空気が日本付近へ持続的に流れ込み、気温が平年と比べて高い状況が続きました。しかし、台風や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、風の吹く日が多くなりました。

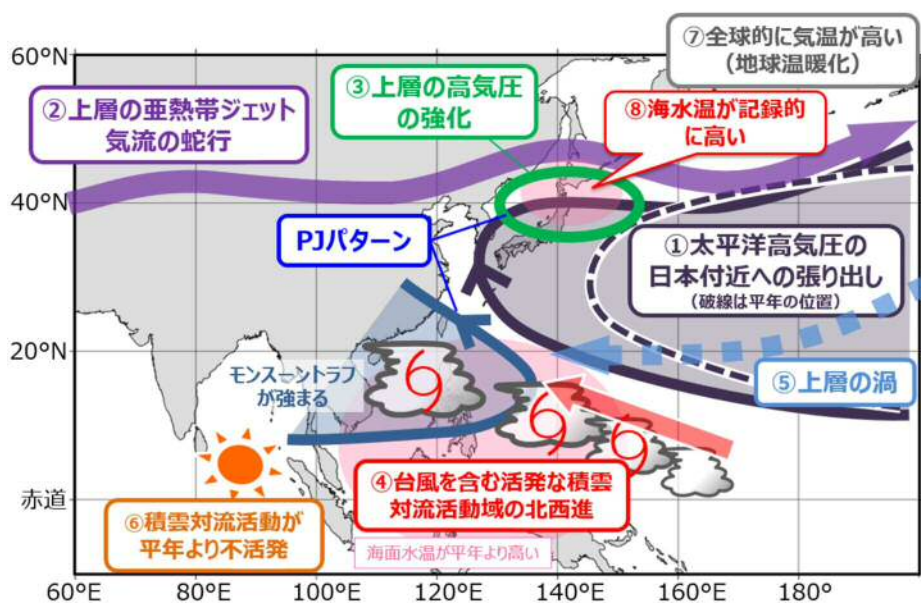


図 1-2-5 7 月後半の顕著な高温をもたらした大規模な大気の流れに関する模式図
(出典：令和 5 年 8 月 28 日付け気象庁報道発表資料)

2) 高濃度日について

7 月 4 日にはオキシダント濃度が年間最高の 0.135ppm まで上昇し、予報・注意報を発令しました。

7 月上旬は、梅雨前線の影響を受けていましたが、晴れ間となった 4 日、7 日において一時的な晴天や高温、および風向風速による汚染物質の局所集中により高濃度を記録し、発令に至りました。

また、7 月下旬の高濃度は 27 日、28 日であり、例年よりも気温の上昇がみられ、日射が強くなったことが原因だと考えられます。

3 光化学スモッグに関する調査研究

2023年度の光化学スモッグに関する調査研究の実施状況は、表1-3-1のとおりです。

表 1-3-1 光化学スモッグに関する調査研究の実施状況

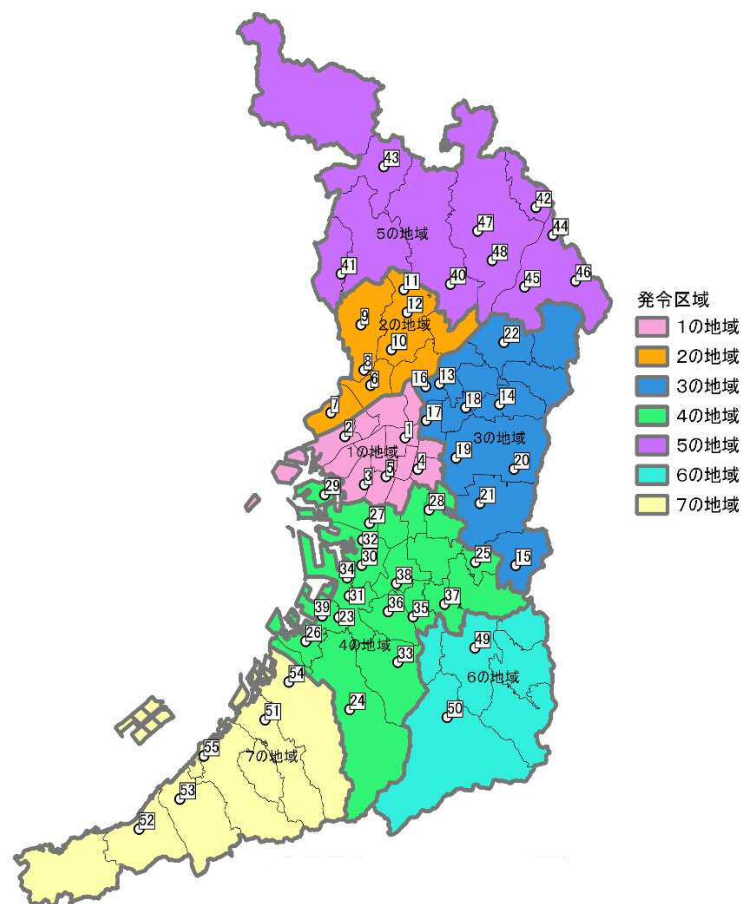
調査研究名	概要	担当室・所
反応性大気汚染に関する研究	大阪府における光化学オキシダントの高濃度メカニズム解明のため、オゾン生成能の大きい VOC 類について環境大気中の濃度把握のための調査を、光化学オキシダント濃度が高くなる夏季に昼夜別に実施した。また、数値モデルを活用して、光化学オキシダントが高濃度となる要因について検討した。	地方独立行政法人 大阪府立環境農林 水産総合研究所
植物起源 VOC 調査	温暖化が植物起源 VOC の排出量に及ぼす影響を把握するため、温室を用いた模擬温暖化実験により、高温下で大阪府内の主要な森林構成樹種の VOC 放出能力の経年変化を調査した。	
環境中 VOC 調査	事業者等による化学物質排出削減対策の効果を検証するため、国設大阪局にてトルエンやホルムアルデヒド等の VOC 類 25 物質の濃度測定を行った。検証結果は、毎年、大阪府域における化学物質の排出量等と併せて公表している。	大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課
有害大気汚染物質モニタリング調査	大気汚染防止法に基づき、長期的に曝露することにより健康影響が懸念される有害大気汚染物質による府域の大気汚染の状況について把握するため、府内 6 地点で調査するもので、ベンゼン等の光化学オキシダント生成の原因となる VOC の測定も行った。	大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課

第2編 光化学スモッグ対処体制

オキシダントに係る緊急時（以下「オキシダント緊急時」という。）に該当する汚染の状況は、大気汚染防止法第23条（同法施行令第11条・別表第5）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第46条（同条例施行規則第19条）に定められ、それぞれの状況に応じて知事がとるべき措置について規定されています。また、同条例第45条において、光化学オキシダントによる「大気の汚染が著しくなるおそれがあると認めるとき」についても知事による予報の発令その他の措置等を規定しています。具体的な措置内容等は、「大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱」（昭和46年11月制定、令和3年4月最終改正）と、オキシダントに関して規定している「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」及び「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目」において定めています。

1 常時監視測定網

緊急時の発令に係る測定点である55地点（図2-1-1 2023年4月現在）で光化学オキシダント濃度の常時監視を行い、その結果等に基づき、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課がオキシダント緊急時等の発令及び解除の判断を行いました。なお、各測定点における光化学オキシダント等の汚染物質濃度や風向風速などの気象データは、テレメータや市所管監視システムからのデータ転送により、毎時、大阪府大気汚染常時監視システムに収集しています。



光化学発令判断局設置状況（2023 年 4 月 1 日）

地域区分	測定点名称	地域区分	測定点名称	地域区分	測定点名称
1 大阪市中心部 の地域	1 国設大阪	3 東大阪地域	19 東大阪市西保健センター	4 堺市 及び その周辺地域	37 美原
	2 此花区役所		20 東大阪市六万寺		38 金岡南
	3 平尾小学校		21 八尾市保健所		39 高石消防署高師浜出張所
	4 桃谷中学校		22 寝屋川市役所	5 北大阪地域	40 茨木市役所
	5 今宮中学校		23 高石中学校		41 池田市立南畑会館
2 大阪市北部 及び その周辺地域	6 野中小学校	4 堺市 及び その周辺地域	24 緑ヶ丘小学校		42 島本町役場
	7 出来島小学校		25 藤井寺市役所		43 豊能町役場
	8 豊中市千成		26 泉大津市役所		44 楠葉
	9 豊中市役所		27 清江小学校		45 枚方市役所
	10 吹田市垂水		28 摂陽中学校		46 王仁公園
	11 吹田市北消防署		29 南港中央公園		47 高槻北
	12 吹田市高野台		30 少林寺		48 庄所
3 東大阪地域	13 西部コミュニティセンター		31 浜寺	6 南河内地域	49 富田林市役所
	14 大東市役所		32 三宝		50 三日市公民館
	15 府立修徳学院		33 若松台	7 泉南地域	51 貝塚市消防署
	16 大宮中学校		34 石津		52 南海団地
	17 聖賢小学校		35 登美丘		53 泉南市役所
	18 茨田北小学校		36 深井		54 岸和田中央公園
					55 佐野中学校

図 2-1-1 光化学オキシダント濃度測定点及び発令に関する地域の区分

2 オキシダント緊急時等の発令基準及び発令地域

オキシダント緊急時等の発令は、汚染状況等により、「予報」、「注意報」、「警報」及び「重大緊急警報」の4段階に区分し、大阪府内を7地域に区分して地域ごとに行っています。これらの発令及び解除の基準は表2-2-1、発令地域区分は表2-2-2のとおりです。

表2-2-1 オキシダント緊急時等の発令・解除基準

発令区分	発令基準	解除基準
光化学スモッグ予報 (予報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
光化学スモッグ注意報 (注意報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。 なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
光化学スモッグ警報 (警報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
光化学スモッグ 重大緊急警報 (重大緊急警報)	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気汚染の状態になった場合、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。

表2-2-2 オキシダント緊急時等の発令地域区分

地域の区分		市区町村
略称	名称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区、淀川区及び東淀川区並びに豊中市、吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区、城東区及び鶴見区並びに守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区、住吉区、東住吉区及び平野区並びに堺市、泉大津市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町

3 オキシダント緊急時等の通報・情報発信

(1) 府民

オキシダント緊急時等を発令した際には、大阪府の緊急時発令システムから、府内各市町村、府関係機関にファクシミリ及び電子メールで通報します。市町村等は、所管の学校や関係機関へ連絡し、各機関では広報板や旗の掲出等により、府民へ周知します。

また、大阪府では、ホームページ「大阪府の大気情報」(<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>)。図 2-3-1 参照)や防災情報メール(おおさか防災ネット)により府民へ周知しています(表 2-3-1)。防災情報メールでは、光化学スモッグ注意報等の発令情報希望の登録をいただいた方に直接送信されます。

なお、オキシダント緊急時等の発令時における公立学校のとるべき措置については、府教育委員会(現教育庁)が表 2-3-2 のとおり定めており、私立学校についても、府教育庁私学課が指導しています。

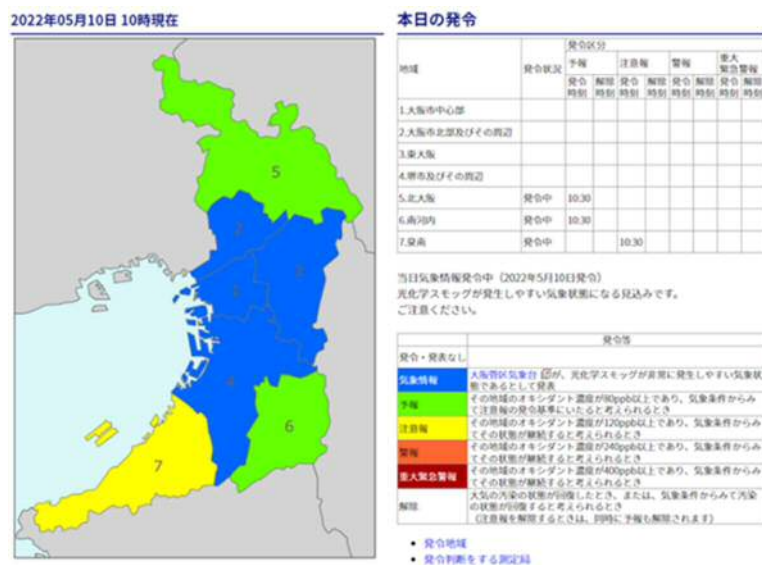


図 2-3-1 オキシダント緊急時等発令時におけるホームページ(周知例)

表 2-3-1 予報等の発令時における周知事項及び周知方法

区分	周知事項	周知方法
予報	1 注意報に備えてテレビ、ラジオの報道等に注意すること。 2 屋外での特に過激な運動は避けること。 3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。	・ホームページ 「緑色」表示 ・旗、標識板の掲示 ・電子メール
注意報	1 屋外になるべく出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。 3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。	・ホームページ 「黄色」表示 ・旗、標識板の掲示 ・電子メール
警報	1 屋外になるべく出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。	・ホームページ 「だいだい色」表示 ・旗、標識板の掲示 ・電子メール
重大緊急警報	1 屋外に出ないこと。 2 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。	・ホームページ 「えんじ色」表示 ・旗、標識板の掲示 ・電子メール

表 2-3-2 オキシダント緊急時等の公立学校における措置

区分	措 置	旗及び標識板の掲示
1 予報の時	(1) 一般的な注意 ① 症状の有無を点検すること。 ② 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。 ③ 屋外での過激な運動を避けること。 (2) 症状の訴えがあった時 ① 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、所轄の保健所及び府教育庁保健体育課あて連絡すること。 ② うがい、洗眼をさせること。	・「緑色」の旗 ・標識板
2 注意報の時	① 症状の有無を点検すること。 ② 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。 ③ 屋外での過激な運動を避けること。 ④ 症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、所轄の保健所及び府教育庁保健体育課あて連絡すること。 ⑤ うがい、洗眼をさせること。	・「黄色」の旗 ・標識板
3 警報及び重大緊急警報の時	① 屋外の運動をやめて屋内に入れること。 (うがい、洗眼をさせること) ② 症状を訴えた者があれば、直ちに所轄の保健所及び府教育庁保健体育課あて連絡すること。	(警報) ・「だいだい色」の旗 ・標識板 (重大緊急警報) ・「えんじ色」の旗 ・標識板

(出典) 1972 年 5 月 29 日付 府教育庁保健体育課第 399 号通知資料 (組織名は現在のものに修正)

(2) 事業者等

オキシダント緊急時等を発令・解除した際には、大阪府の緊急時発令システムから、緊急時対象工場（法・条例に基づき光化学スモッグの原因物質（窒素酸化物、揮発性有機化合物）の排出削減を求める工場）に対してファクシミリにより通報しています。

また、自動車の使用者や運転者に対しては、日本道路交通情報センター等を通じて、運用の自主的制限の要請を行っています。

(3) その他（気象情報）

大気汚染状況の予測を的確に行うため、大気の汚染が著しくなるおそれがあると認められる気象状況となる場合、大阪管区気象台長は大阪府知事に気象情報を通報することとしています。（大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱第5条）

(参考) 大阪管区気象台から大阪府への通報内容

① 大気汚染気象通報

- ・大気汚染気象ポテンシャル（午前 10 時過ぎ：当日分、午後 4 時過ぎ：翌日分）
（0：光化学スモッグが発生しにくい、1：発生しやすい、2：非常に発生しやすい）
- ・大気汚染気象概況
- ・天気予報及び気象関連資料

② 高層資料（電計予測資料・エマグラム）

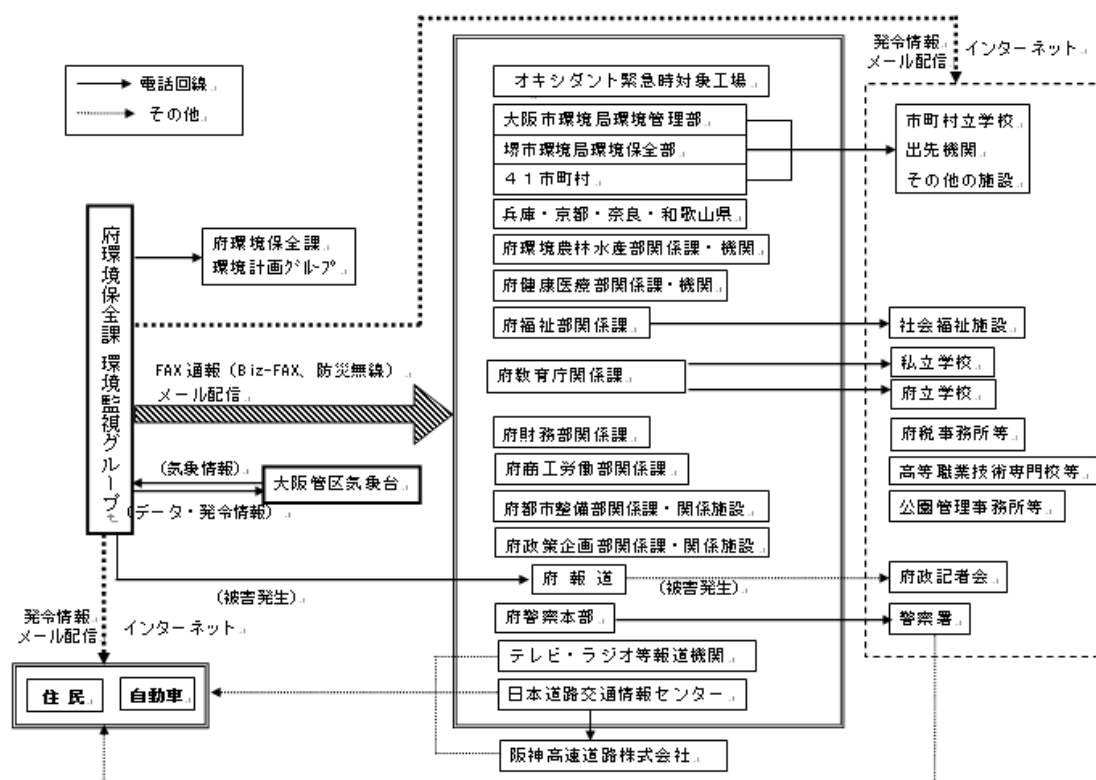
③ 光化学スモッグ気象情報

大阪府では、この気象情報が通報された際に、ホームページ「大阪府の大気情報」

(<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>) で情報提供しています。

※大阪管区気象台長からの通報は2025年1月31日をもって終了しました。

(参考) オキシダント緊急時等の発令通報体制



4 緊急時等における発生源対策

(1) 固定発生源対策

オキシダント緊急時等には、緊急時対象工場（表 2-4-1）に対して、大気汚染防止法第 23 条及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第 45 条、第 46 条等に基づき、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領・細目に定める措置（表 2-4-2）を求めることにより、光化学スモッグの原因物質の一つである窒素酸化物及び揮発性有機化合物の排出量の削減を図り、当該緊急時等における汚染の悪化の防止とその早期解消を図ることとしています。

緊急時対象工場は、その区分に応じて、ばい煙排出者が行う具体的な削減措置（燃料使用量の削減、良質燃料への転換等）に関する計画書を提出することとしています。削減計画の集計結果は表 2-4-3 のとおりです。また、緊急時対象工場において削減措置を行った場合は、措置内容を記録するとともに、知事から報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出することとしています。

なお、緊急時対象工場以外の一般の事業者についても、光化学スモッグ気象情報の通報や予報等の発令があった場合、操業に当たって窒素酸化物、揮発性有機化合物等大気汚染物質の排出を増加しないよう、不要不急の自動車を使用しないことなどについて配慮することと規定しています（オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領第 9 条）。

表 2-4-1 緊急時対象工場

一般対象工場	燃料及び原料を重油に換算して毎時 2 kL 以上 40kL 未満を使用する工場・事業場（2023 年度は 122 工場が対象） ※緊急時の措置等の適用が除外される 7 工場・事業場を除く。
特別対象工場	燃料及び原料を重油に換算して毎時 40kL 以上使用する工場・事業場（2023 年度は 10 工場が対象）
揮発性有機化合物対象工場	大気汚染防止法第 17 条の 5 で定める揮発性有機化合物排出施設の届出をしている工場・事業場（2023 年度は 52 工場が対象）

表 2-4-2 緊急時対象工場に対する緊急時等の措置の内容

対象 発令 区分	一般対象工場に係る ばい煙排出者	特別対象工場に係る ばい煙排出者	揮発性有機化合物 排出者
予 報	操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常値より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の 20%以上削減するよう要請すること。	揮発性有機化合物の排出量の減少に配慮するよう要請すること。
注意報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の 20%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	予報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	揮発性有機化合物の排出量を削減するよう要請し、又は勧告すること。
警 報	注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の 40%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	注意報に引き続き揮発性有機化合物の排出量の減少に徹底を期すよう要請し、又は勧告すること。
重大緊急警報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の 40%以上削減するよう命令すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の 40%以上削減するよう命令すること。	大気汚染防止法第 23 条第 2 項に基づき揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命令すること。

備考

- 1) 第 2 欄及び第 4 欄に掲げる措置は、発令した地域に所在する一般対象工場に係るばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。
- 2) ばい煙排出者に対する措置の欄に掲げる通常値の算出方法は、細目で定める。
- 3) 本表に掲げる措置は、予報等の解除又は日の入り時刻のいずれか早い時刻をもって解除する。なお、日の入り時刻とは、大阪管区気象台における日の入り時刻とする。
- 4) 特別対象工場に対しては、大阪府域のうち当該工場所在地域以外に発令があった場合においても、削減措置を実施するよう要請等を行っている。

表 2-4-3 緊急時対象工場における排出ガス量の削減計画のまとめ

発令地域 区分	対象工場数	通常時排出ガス量		緊急時排出ガス量 (千 Nm ³ /時)			
		(千 Nm ³ /時)	構成比 (%)	予報	注意報	警報	重大緊急警報
1 の地域	25 (2)	1,338	8.6	1,338	1,275	1,235	941
2 の地域	18 (0)	805	5.2	805	714	714	468
3 の地域	16 (0)	465	3.0	465	434	434	257
4 の地域	37 (8)	11,775	75.9	11,664	11,540	8,709	8,303
5 の地域	20 (0)	694	4.5	694	677	677	371
6 の地域	3 (0)	93	0.6	93	86	86	71
7 の地域	13 (0)	350	2.3	350	302	302	163
計	132 (10)	15,520	100	15,409	15,028	12,157	10,574
減少率 (%)		-		0.7	3.2	21.7	31.9

備考

- 1) 対象工場数欄の () 内は特別対象工場数を内数で示している。
- 2) 窒素酸化物排出量の削減等の措置については排出ガス量に換算している。
- 3) 通常時から一定の基準以上の窒素酸化物対策を実施している場合は、通常時の対策をもって、緊急時の措置（重大緊急警報に係るものを除く）を実施しているものとみなしている。
- 4) 端数処理のため、「各項目の合計」と「合計」が合致しない場合がある。

(2) 移動発生源対策

自動車の使用者又は運転者に対する発令時の措置は、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領第 11 条により、表 2-4-4 のとおり規定しています。

表 2-4-4 移動発生源に対する緊急時措置の内容

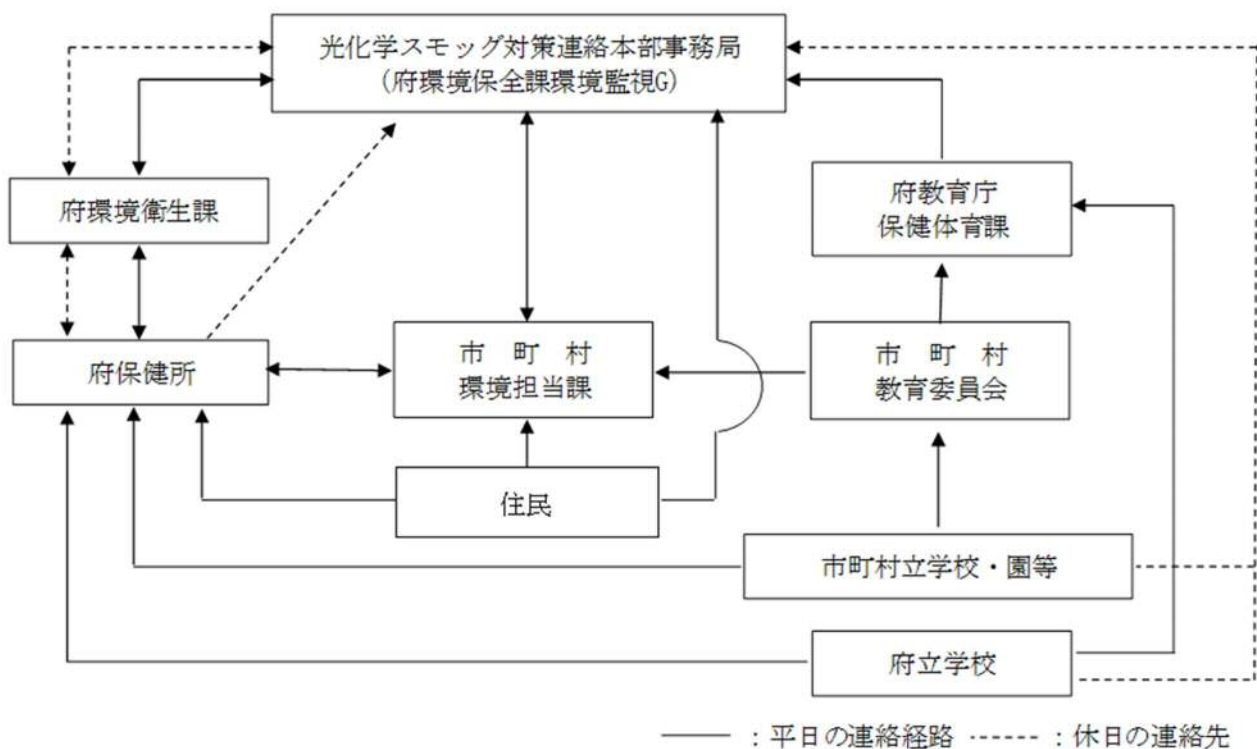
発令区分	対象：自動車の使用者又は運転者
予 報	不要不急の自動車を使用しないよう要請すること。
注意報	不要不急の自動車を使用しないこと及び発令地域への運行を自粛するよう要請すること。
警 報	自動車の使用及び発令地域における運行を避けるように要請すること。
重大 緊急警報	自動車の使用を避けること及び発令地域における運行をしないことを強力に要請すること。 府警察本部が実施する緊急時の交通規制を守るよう強力に要請すること。

5 光化学スモッグによる被害発生時の対応

関係機関は、学校や住民等から光化学スモッグによると思われる被害の届出があった場合は、被害を受けた人に適切な処置を行うとともに、速やかに「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」（以下「実施要領」という。）第 13 条に基づいて設置されている「光化学スモッグ対策連絡本部」（以下「連絡本部」という。）に連絡することとしています。

連絡本部では、被害の状況等を取りまとめて原則報道機関へ情報提供し、さらに調査が必要であると認められる場合は、実施要領第 14 条に基づいて設置されている「光化学スモッグ調査班」が、関係機関の協力を得ながら、光化学スモッグの原因究明、環境調査、医学的調査等を行うこととしています。

被害が発生した学校は、被害状況を把握するとともに、重い症状（手足のしびれ、けいれん、失神等）の場合は症状を詳細に調べ、「光化学スモッグ被害調査票」により、迅速に所管の保健所及び府教育庁保健体育課に（市町村立学校は当該市町村教育委員会経由、府立学校は直接）届け出ることとしています。なお、休日のクラブ活動時等の場合は、連絡本部事務局（府環境保全課環境監視G）に直接電話することとしています。（図 2-5-1 参照）



※大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び吹田市については、各市の環境担当課にて市保健所及び市教育委員会からの情報を集約し、光化学スモッグ対策連絡本部事務局に連絡。

図 2-5-1 光化学スモッグによると思われる被害の訴えがあった場合の主な連絡経路

第3編 資料

1 光化学スモッグの概要

(1) 光化学スモッグの歴史

光化学スモッグは、1943年夏頃、アメリカ・ロサンゼルス地域を中心に発生したのが最初といわれ、わが国では、1970年7月18日に東京都杉並区の高校において生徒から被害の訴えがありました。

大阪府では、1971年8月9日に初めて光化学スモッグ注意報の発令を行いました。同月27日には、光化学スモッグ注意報の発令中に高石市内において中学生など118人が被害を訴えたのをはじめ、岸和田市、泉佐野市及び泉大津市においても被害の訴えがあるなど、この日の被害訴え総数は249人となり、うち10人が入院治療を受けました。

その後、府内における光化学スモッグの発生状況は、1973年度の前報48回、注意報26回、警報1回、被害訴え者数3,122人をピークに減少し、近年では、2015年度以降9年連続して被害の届出はありません。

(2) 光化学スモッグの発生機構

大気中の窒素酸化物や炭化水素、揮発性有機化合物（VOC）が太陽光線中の紫外線のもとで反応（光化学反応）すると、二次的に新たな汚染物質（光化学反応生成物質）が生成されます。

この光化学反応生成物質には、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）、過酸化物、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド、アクロレイン等の還元性物質、エアロゾル、活性の強い遊離基などがあります（図3-1-1）。上記の酸化性物質を総称して「オキシダント」といい、オキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものの総称を「光化学オキシダント」といいます。この光化学オキシダントによるスモッグを光化学スモッグといいます。

光化学スモッグは、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日に発生しやすく、遠くの山や建物がいつもより見えにくく、もやのかかったような状態になります。

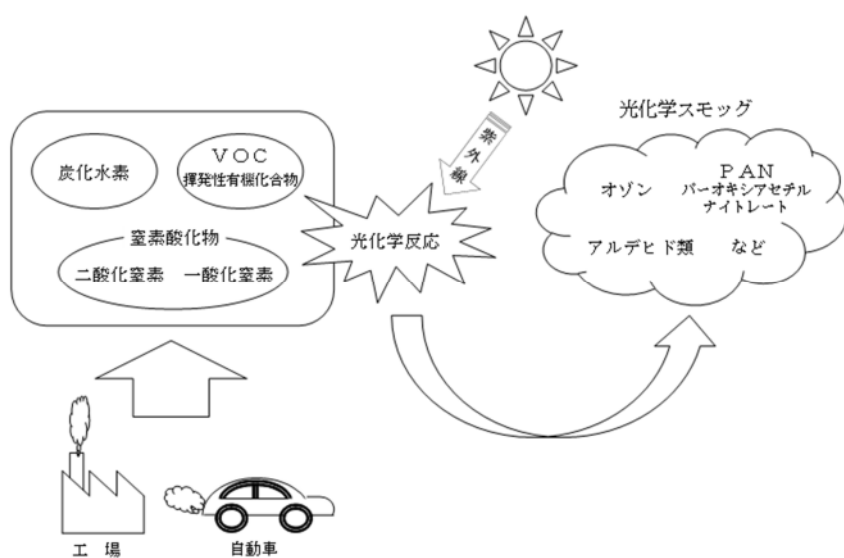


図3-1-1 光化学スモッグの発生機構

(3) 光化学スモッグによる被害

光化学スモッグによる被害は、大きく分けて人体への影響と植物への影響があるといわれています。

①人体への影響

光化学スモッグの発生に伴って、目がチカチカする、のどが痛いなど、目やのどの刺激を中心とする被害が報告されていますが、その中には気管支の異常感や呼吸の困難なども含まれています。これらの症状は光化学オキシダントのうち、オゾン、PAN、ホルムアルデヒド、アクロレイン等の化学物質の複合作用によるものであると考えられていますが、ほとんどが一過性で比較的軽症のものです。

②植物への影響

光化学オキシダントのうち、オゾンやPANは植物に対して葉を変色させたり、光合成速度を低下させたりするといった被害を与えると考えられています。

このほか、エアロゾルによる視程障害もあげられます。エアロゾルの生成についての定説はありませんが、窒素酸化物や炭化水素の光化学反応生成物、二酸化硫黄、炭化水素や窒素酸化物の光化学反応による硫酸塩、硫酸ミスト、炭化水素と光化学スモッグ成分との反応による有機性のミストなどが考えられています。

2 オキシダント緊急時等の発令基準等の推移（1971 年度～）

項目 区分	実施期間	発 令 形 式		
		発 令 方 法	発令区分＝ 発令基準値	発令地域区分
光化学スモッグ 暫定対策実施要 綱	1970.7.27～ 1971.6.9	1 測定点のオキシダント濃度が 基準に達したときに発令	予 報＝0.10ppm 注意報＝0.30ppm	府内全域
	1971.6.10～ 1971.8.31	各地域に 2 以上の測定点のオ キシダント濃度が基準に達し たとき当該地域に発令	注意報＝0.15ppm 警 報＝0.30ppm	3 地域に区分
	1971.9.1～ 1972.5.31	各地域に 1 測定点のオキシダ ント濃度が基準に達したとき 当該地域に発令	予 報＝0.10ppm 注意報＝0.15ppm 警 報＝0.30ppm	A 淀川以北 B 淀川と大和川の間 C 大和川以南
オキシダント緊 急時(光化学ス モッグ) 対策実 施要領	1972.6.1～ 1978.3.31	各地域に 1 基準測定点のオキ シダント濃度が基準に達した とき、気象条件等を考慮して 当該地域に発令	予 報＝0.10ppm 注意報＝0.15ppm 警 報＝0.30ppm	7 地域に区分
	1978.4.1～ 1994.10.31		予 報＝0.08ppm 注意報＝0.12ppm 警 報＝0.24ppm 重大緊急警報＝ 0.40ppm	(1)大阪市中心部 (2)大阪市北部及びその 周辺 (3)東大阪 (4)堺市及びその周辺 (5)北大阪 (6)南河内 (7)泉南
オキシダント緊 急時(光化学ス モッグ) 対策実 施要領	1994.11.1～	各地域に 1 点以上の測定点の オキシダント濃度が基準に達 したとき、気象条件等を考慮 して当該地域に発令		

3 参考データ

(1) 緊急時発令に関するデータ

〔参考〕 地域別、発令回数及び延べ発令時間の推移(10 年間)

区分	地域	1 の地域		2 の地域		3 の地域		4 の地域		5 の地域		6 の地域		7 の地域		府域	
	回数等 年度	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間	回数	延べ時間
光化学スモッグ予報	2014	1	4:50	1	5:20	2	9:20	1	7:20	4	12:30	2	8:40	1	5:50	5	15:20
	2015	0	0:00	3	11:00	7	27:50	9	37:00	6	24:50	9	35:00	5	21:40	12	54:20
	2016	1	3:50	2	6:00	3	8:00	6	19:10	0	0:00	9	27:10	1	3:50	9	27:10
	2017	1	3:00	1	3:00	2	5:50	1	3:00	1	2:50	2	5:50	1	3:00	2	5:50
	2018	0	0:00	3	12:50	5	18:50	7	30:20	3	7:50	7	27:20	0	0:00	9	35:50
	2019	3	11:50	3	11:50	3	14:20	5	23:50	3	13:20	5	21:50	3	13:50	5	23:50
	2020	2	7:40	3	11:40	3	10:00	1	4:20	4	10:40	1	3:50	0	0:00	5	16:00
	2021	0	0:00	0	0:00	1	5:00	2	4:20	0	0:00	1	2:20	0	0:00	3	9:20
	2022	0	0:00	0	0:00	0	0:00	1	5:30	0	0:00	0	0:00	1	5:30	1	5:30
	2023	1	3:20	2	6:50	3	8:20	4	13:40	2	4:30	3	9:50	0	0:00	5	15:40
光化学スモッグ注意報	2014	0	0:00	1	4:50	1	6:50	1	5:50	3	8:10	1	6:50	1	4:50	3	10:10
	2015	0	0:00	2	5:30	6	21:20	7	23:00	6	18:50	6	17:00	3	10:40	11	40:20
	2016	1	2:50	2	5:00	1	1:20	1	2:50	0	0:00	7	16:20	1	2:50	7	16:20
	2017	0	0:00	0	0:00	1	2:00	1	2:00	0	0:00	1	2:00	0	0:00	1	2:00
	2018	0	0:00	3	8:50	4	12:50	4	15:50	1	2:10	5	14:30	0	0:00	5	18:30
	2019	1	2:00	2	4:00	1	4:50	4	12:50	1	4:50	3	12:20	1	4:00	5	19:20
	2020	1	2:50	3	8:40	3	6:40	1	3:50	3	4:40	1	2:50	0	0:00	4	11:30
	2021	0	0:00	0	0:00	0	0:00	1	2:00	0	0:00	1	2:00	0	0:00	1	2:00
	2022	0	0:00	0	0:00	0	0:00	1	5:20	0	0:00	0	0:00	1	2:30	1	5:20
	2023	0	0:00	1	2:30	2	4:35	3	7:15	0	0:00	2	4:00	0	0:00	4	9:15

〔参考〕 発令延時間、発令回数等の経年変化(1971 年度～2023 年度)

年度	発令延時間・発令回数						最も早い発令日			最も遅い発令日			全域発令日数			気象情報 発表回数	被害訴え者数 (被害届出件数)
	予報		注意報		警報												
	延時間	回数	延時間	回数	延時間	回数	予報	注意報	警報	予報	注意報	警報	予報	注意報	警報		
1971	56:30	13	14:15	4	0:00	0	9月2日	8月9日		10月22日	9月14日		3	0	0	-	1,600(62)
1972	143:20	31	72:30	18	0:00	0	5月7日	5月11日		10月8日	10月8日		7	1	0	11	1,640(102)
1973	229:10	48	123:20	26	2:00	1	5月1日	5月1日	8月11日	10月10日	10月2日	8月11日	9	4	0	18	3,122(156)
1974	200:20	48	100:10	27	0:00	0	4月13日	4月13日		10月26日	10月26日		15	3	0	5	774(55)
1975	149:50	39	76:30	23	0:00	0	5月12日	5月12日		10月1日	9月26日		14	1	0	30	290(24)
1976	154:30	42	73:30	25	0:00	0	4月27日	4月27日		10月13日	10月13日		12	0	0	31	176(9)
1977	112:50	33	67:40	25	0:00	0	5月10日	5月11日		10月15日	10月15日		8	0	0	27	41(3)
1978	72:45	21	39:40	16	0:00	0	5月13日	5月27日		10月3日	9月18日		2	0	0	22	77(11)
1979	46:00	13	33:00	12	0:00	0	5月25日	5月25日		9月21日	9月21日		5	0	0	8	378(12)
1980	39:40	12	28:20	10	0:00	0	5月12日	5月29日		9月19日	9月19日		1	0	0	9	325(6)
1981	46:50	13	35:20	12	0:00	0	5月27日	5月27日		8月20日	8月20日		1	0	0	14	9(6)
1982	37:00	11	24:10	8	0:00	0	5月11日	5月19日		10月14日	10月14日		0	0	0	5	0(0)
1983	32:50	8	27:00	8	0:00	0	6月2日	6月2日		8月31日	8月31日		1	0	0	12	18(2)
1984	49:50	12	31:40	9	0:00	0	5月30日	5月30日		8月31日	8月24日		3	0	0	17	11(4)
1985	79:40	19	61:00	19	0:00	0	5月12日	5月12日		10月9日	10月9日		4	0	0	15	16(6)
1986	65:20	17	47:40	16	0:00	0	6月1日	6月1日		9月7日	9月7日		4	0	0	30	0(0)
1987	111:40	25	80:00	21	0:00	0	5月8日	5月8日		9月22日	9月20日		5	1	0	11	166(1)
1988	37:20	11	21:00	8	0:00	0	5月17日	5月19日		9月1日	9月1日		0	0	0	9	0(0)
1989	54:20	17	28:50	10	0:00	0	5月24日	5月24日		10月25日	8月29日		2	0	0	15	5(1)
1990	117:00	28	88:50	27	0:00	0	6月7日	6月7日		9月6日	9月6日		7	1	0	29	0(0)
1991	29:30	10	18:30	8	0:00	0	6月5日	6月5日		9月12日	9月12日		0	0	0	7	0(0)
1992	65:10	19	32:40	11	0:00	0	6月1日	6月1日		9月15日	9月15日		0	0	0	16	0(0)
1993	43:50	14	25:20	11	0:00	0	5月7日	5月7日		9月2日	9月2日		0	0	0	9	1(1)
1994	68:00	19	45:00	15	0:00	0	6月5日	6月5日		9月10日	9月10日		3	0	0	32	0(0)
1995	32:50	9	23:00	8	0:00	0	6月30日	6月30日		8月29日	8月29日		0	0	0	10	45(7)
1996	44:20	15	22:10	10	0:00	0	6月16日	6月23日		9月19日	9月19日		0	0	0	25	0(0)
1997	20:50	7	8:20	3	0:00	0	6月14日	7月21日		9月12日	9月11日		0	0	0	12	0(0)
1998	118:30	29	84:00	25	0:00	0	5月20日	5月21日		9月15日	9月12日		1	0	0	23	2(2)

〔参考〕 発令延時間、発令回数等の経年変化(1971 年度～2023 年度)

年度	発令延時間・発令回数						最も早い発令日			最も遅い発令日			全域発令日数			気象情報 発表回数	被害訴え者数 (被害届出件数)
	予報		注意報		警報												
	延時間	回数	延時間	回数	延時間	回数	予報	注意報	警報	予報	注意報	警報	予報	注意報	警報		
1999	40:40	13	25:20	11	0:00	0	5月14日	5月15日		10月1日	10月1日		1	1	0	14	161(3)
2000	114:50	30	72:20	23	0:00	0	5月9日	5月9日		9月21日	9月21日		3	0	0	29	55(3)
2001	90:10	26	56:10	20	0:00	0	6月4日	6月9日		9月20日	9月20日		1	1	0	21	2(1)
2002	54:10	15	33:10	11	0:00	0	6月3日	6月3日		9月11日	9月5日		0	0	0	10	4(2)
2003	72:10	21	39:10	14	0:00	0	5月5日	5月5日		9月18日	9月18日		0	0	0	9	0(0)
2004	53:10	17	29:10	10	0:00	0	5月8日	6月16日		10月1日	9月3日		0	0	0	13	0(0)
2005	46:30	12	28:00	10	0:00	0	5月31日	6月1日		9月3日	9月3日		0	0	0	6	41(5)
2006	87:30	18	67:00	17	0:00	0	6月1日	6月1日		10月19日	9月8日		2	1	0	15	0(0)
2007	49:30	14	34:00	11	0:00	0	5月9日	5月9日		9月22日	9月12日		0	0	0	14	0(0)
2008	25:20	8	18:20	7	0:00	0	7月12日	7月12日		9月11日	9月11日		0	0	0	10	0(0)
2009	58:00	15	41:00	13	0:00	0	5月11日	5月11日		9月7日	8月20日		0	0	0	15	0(0)
2010	63:10	17	40:30	12	0:00	0	5月22日	5月22日		9月10日	8月23日		2	0	0	22	1(1)
2011	12:20	4	9:30	4	0:00	0	7月16日	7月16日		9月14日	9月14日		1	0	0	3	0(0)
2012	23:10	7	11:20	4	0:00	0	7月26日	7月26日		9月 7日	8月 9日		0	0	0	9	6(1)
2013	48:40	13	19:50	7	0:00	0	5月14日	8月8日		9月20日	9月20日		0	0	0	17	0(0)
2014	15:20	5	10:10	3	0:00	0	6月1日	6月1日		7月15日	7月15日		1	0	0	3	7(1)
2015	54:20	12	40:20	11	0:00	0	5月27日	5月27日		8月28日	8月28日		0	0	0	15	0(0)
2016	27:10	9	16:20	7	0:00	0	5月21日	5月21日		8月12日	8月12日		0	0	0	18	0(0)
2017	5:50	2	2:00	1	0:00	0	5月21日	6月23日		6月23日	6月23日		0	0	0	5	0(0)
2018	35:50	9	18:30	5	0:00	0	6月7日	7月14日		8月4日	7月25日		0	0	0	13	0(0)
2019	23:50	5	19:20	5	0:00	0	5月24日	5月24日		8月10日	8月10日		1	0	0	5	0(0)
2020	16:00	5	11:30	4	0:00	0	6月 4日	6月 4日		8月21日	8月21日		0	0	0	5	0(0)
2021	9:20	3	2:00	1	0:00	0	6月 8日	7月31日		7月31日	7月31日		0	0	0	4	0(0)
2022	5:30	1	5:20	1	0:00	0	7月 1日	7月 1日		7月 1日	7月 1日		0	0	0	1	0(0)
2023	15:40	5	9:15	4	0:00	0	5月17日	7月 4日		7月28日	7月28日		0	0	0	2	0(0)

(2) 発令判断局における昼間のオキシダントによる汚染状況

光化学オキシダントによる日別汚染状況 (4月～10月)

〔4月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況（濃度単位：ppb）					緊急時等発令状況(号数)				気象情報																		
		日最高濃度			高濃度局数			予報	注意報	警報		重大緊急警報																	
		局番号	日最高濃度を示した局名	(欠測局数)	160以上	120以上	80以上																						
1	土	309・311	登美丘・深井				37																						
2	日																												
3	月																												
4	火																												
5	水																												
6	木																												
7	金																												
8	土																												
9	日																												
10	月																												
11	火																												
12	水																												
13	木																												
14	金																												
15	土																												
16	日																												
17	月																												
18	火																												
19	水																												
20	木																												
21	金	107	国設大阪				1																						
22	土																												
23	日																												
24	月																												
25	火																												
26	水																												
27	木											121	富田林市役所				7												
28	金																				125	三日市公民館				2			
29	土																												
30	日																												

〔5月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況（濃度単位：ppb）					緊急時等発令状況（号数）					気象情報
		日最高濃度			高濃度局数			予報	注意報	警報	重大緊急警報	
		局番号	日最高濃度を示した局名	（欠測局数）	160以上	120以上	80以上					
1	月											
2	火											
3	水											
4	木											
5	金											
6	土											
7	日											
8	月											
9	火											
10	水	210	摂陽中学校				24					
11	木											
12	金	301	少林寺				2					
13	土											
14	日											
15	月	124	緑ヶ丘小学校				3					
16	火	901・701	楠葉・吹田市垂水				31					
17	水	901	楠葉				54	1				1
18	木	121	富田林市役所				6					
19	金											
20	土											
21	日											
22	月	901	楠葉				7					
23	火											
24	水											
25	木											
26	金											
27	土											
28	日											
29	月											
30	火											
31	水											

〔6月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況（濃度単位：ppb）					緊急時等発令状況(号数)				気象情報	
		日最高濃度			高濃度局数			予報	注意報	警報		重大緊急警報
		局番号	日最高濃度を示した局名	(欠側局数)	160以上	120以上	80以上					
1	木											
2	金											
3	土											
4	日											
5	月	802	東大阪市六万寺				28					
6	火											
7	水	901	楠葉				7					
8	木											
9	金											
10	土											
11	日											
12	月											
13	火											
14	水											
15	木											
16	金	207	大宮中学校				1					
17	土	133	豊能町役場				53					
18	日	2202	八尾市保健所				39					
19	月	125	三田市公民館				2					
20	火	127・ 125	藤井寺市役所・三田市公 民館				12					
21	水											
22	木											
23	金	130	佐野中学校				1					
24	土	127	藤井寺市役所				1					
25	日	123・ 127・ 311	泉南市役所・藤井寺市役 所・深井				3					
26	月											
27	火											
28	水											
29	木											
30	金											

〔7月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況（濃度単位：ppb）					緊急時等発令状況(号数)					気象情報
		日最高濃度		(欠側局数)	高濃度局数			予報	注意報	警報	重大緊急警報	(号数)
		局番号	日最高濃度を示した局名		160以上	120以上	80以上					
1	土											
2	日											
3	月	902	枚方市役所				19					
4	火	127	藤井寺市役所			8	41	2	1			2
5	水											
6	木	901	楠葉				23					
7	金	121	富田林市役所			3	41	3	2			
8	土											
9	日											
10	月											
11	火											
12	水											
13	木											
14	金											
15	土											
16	日											
17	月											
18	火	701・ 207	吹田市垂水・大宮中学校				36					
19	水											
20	木	125	三田市公民館				2					
21	金	305・ 309	若松台・登美丘				15					
22	土	125	三田市公民館				30					
23	日											
24	月	901	楠葉				1					
25	火											
26	水	901	楠葉				21					
27	木	309	登美丘			10	34	4	3			
28	金	309	登美丘			1	38	5	4			
29	土	901	楠葉				1					
30	日											
31	月											

〔8月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況（濃度単位：ppb）					緊急時等発令状況(号数)					気象情報
		日最高濃度			高濃度局数			予報	注意報	警報	重大緊急警報	(号数)
		局番号	日最高濃度を示した局名	(欠測局数)	160以上	120以上	80以上					
1	火											
2	水											
3	木											
4	金											
5	土											
6	日											
7	月											
8	火											
9	水											
10	木											
11	金											
12	土	207	大宮中学校				6					
13	日											
14	月											
15	火											
16	水											
17	木											
18	金											
19	土	127	藤井寺市役所				1					
20	日	121	富田林市役所				37					
21	月	311	深井				23					
22	火											
23	水											
24	木											
25	金											
26	土											
27	日											
28	月	121	富田林市役所				9					
29	火											
30	水											
31	木											

〔9月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況（濃度単位：ppb）					緊急時等発令状況(号数)					気象情報
		日最高濃度			高濃度局数			予報	注意報	警報	重大緊急警報	
		局番号	日最高濃度を示した局名	(欠測局数)	160以上	120以上	80以上					
1	金	123・130	泉南市役所・佐野中学校				2					
2	土											
3	日											
4	月											
5	火											
6	水											
7	木											
8	金											
9	土	129	岸和田中央公園				22					
10	日											
11	月											
12	火											
13	水											
14	木											
15	金											
16	土											
17	日	133	豊能町役場				26					
18	月											
19	火											
20	水											
21	木											
22	金											
23	土											
24	日											
25	月	118	貝塚市消防署				1					
26	火											
27	水											
28	木											
29	金											
30	土											

〔10月〕

日	曜日	オキシダントによる汚染状況（濃度単位：ppb）					緊急時等発令状況（号数）				気象情報	
		日最高濃度			高濃度局数			予報	注意報	警報		重大緊急警報
		局番号	日最高濃度を示した局名	（欠測局数）	160以上	120以上	80以上					
1	日											
2	月											
3	火											
4	水	118	貝塚市消防署				6					
5	木											
6	金											
7	土											
8	日											
9	月											
10	火											
11	水											
12	木											
13	金											
14	土											
15	日											
16	月											
17	火											
18	水											
19	木											
20	金											
21	土											
22	日											
23	月											
24	火											
25	水											
26	木	121	富田林市役所				1					
27	金											
28	土											
29	日											
30	月											
31	火											

（注） 光化学オキシダント濃度単位には ppb を使用（ 1 ppb = 0.001 ppm）

（3）光化学スモッグ被害調査票

「第2編 5 光化学スモッグによる被害発生時の対応」において、光化学スモッグによる被害が発生した学校が、被害の届出を行う際に使用する「光化学スモッグ被害調査票」は以下のとおりです。

光化学スモッグ被害調査票（一般用）

様式 4

光 化 学 ス モ ッ グ 被 害 調 査 票（一般用）					
記入日 年 月 日 記入者 所 属					
届 出 者	氏 名（機関、団体）	（代表者）			
	住 所（所 在 地）				
	連 絡 先※ ¹	（氏名） （電話）			
被 害 者	氏 名 等※ ²	性別（ ） 年令（ 才） 職業（学校名・学年）			
	住 所 等	（電話）			
※1 連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする事 ※2 集団での被害の場合は、全体の被害者数及び男性、女性の内訳を記入すること					
1 症状を感じた日時及び気象状況 年 月 日 （午前・午後） 時 分～ 時 分 天 候（晴・曇・雨） 風（強・弱・やや有・無風）					
2 症状を感じた場所 （1）運動場 （2）体育館 （3）プール （4）室内（窓：開・閉） （5）公園、遊び場 （6）道路上 （7）その他（ ）					
3 症状を感じたときの活動状況 （1）屋外で運動中（ ） （2）室内で運動中（ ） （3）屋外で作業中（ ） （4）室内で作業中（ ） （5）その他（ ）					
4 症状		男(人)	女(人)	処置・経過	
（1）目がチカチカする（目が痛い）					
（2）せきがでる					
（3）のどがいがらい（のどが痛い）					
（4）はきけがする					
（5）胸が苦しく息がつまりそうになる					
（6）胸が痛む					
（7）頭痛がする					
（8）手足にしびれ感がある					
（9）その他 （ ）					
（医師の治療）		あり（ 人）・なし		（医療機関名）	
5 重症者名とその症状					
氏 名	年令	性別	職業（学校名・学年）	症 状	
備考					

※学校で発生した被害の把握には、学校用の調査票（様式5）を使用すること。

光化学スモッグ被害調査票（学校用）

様式5

光 化 学 ス モ ッ グ 被 害 調 査 票 (学校用)																																																						
記入日 年 月 日 記入者 所 属																																																						
届 出 者	学 校 名							代表者																																														
	所 在 地							電 話																																														
	連 絡 者																																																					
	緊急連絡先	(氏名)				(電話)																																																
※ 緊急連絡先は、状況を把握し、夜間・休日でも連絡可能な者とする																																																						
被 害 者	学年 性別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	教職員	計	合 計 (人)																																												
	男																																																					
	女																																																					
1 症状を感じた日時及び気象状況 年 月 日 (午前・午後) 時 分 ~ 時 分 天 候 (晴・曇・雨) 風 (強・弱・やや有・無風)																																																						
2 症状を感じた場所 (1) 運動場 (2) 体育館 (3) プール (4) 室内 (窓：開・閉) (5) 公園、遊び場 (6) 道路上 (7) その他 ()																																																						
3 症状を感じたときの活動状況 (1) 屋外で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (2) 室内で運動中 (体育授業、クラブ、その他) (3) 屋外で軽作業中 (授業、清掃等) (4) 室内で軽作業中 (授業、清掃等) (5) その他 ()																																																						
4 症状 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 10%;">男(人)</th> <th style="width: 10%;">女(人)</th> <th style="width: 40%;">処置・経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 目がチカチカする (目が痛い)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2) せきがでる</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(3) のどがいがらい (のどが痛い)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(4) はきけがする</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(6) 胸が痛む</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(7) 頭痛がする</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(8) 手足にしびれ感がある</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(9) その他 ()</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="4">(医師の治療) あり (人)・なし (医療機関名)</td> </tr> </tbody> </table>												男(人)	女(人)	処置・経過	(1) 目がチカチカする (目が痛い)				(2) せきがでる				(3) のどがいがらい (のどが痛い)				(4) はきけがする				(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる				(6) 胸が痛む				(7) 頭痛がする				(8) 手足にしびれ感がある				(9) その他 ()				(医師の治療) あり (人)・なし (医療機関名)			
	男(人)	女(人)	処置・経過																																																			
(1) 目がチカチカする (目が痛い)																																																						
(2) せきがでる																																																						
(3) のどがいがらい (のどが痛い)																																																						
(4) はきけがする																																																						
(5) 胸が苦しく息がつまりそうになる																																																						
(6) 胸が痛む																																																						
(7) 頭痛がする																																																						
(8) 手足にしびれ感がある																																																						
(9) その他 ()																																																						
(医師の治療) あり (人)・なし (医療機関名)																																																						
5 重症者名とその症状 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">年令</th> <th style="width: 10%;">性別</th> <th style="width: 20%;">学年・組</th> <th style="width: 40%;">症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>											氏 名	年令	性別	学年・組	症 状																																							
氏 名	年令	性別	学年・組	症 状																																																		
備考																																																						

注1 被害が発生した場合は、速やかに**所轄の保健所に連絡**するとともに、**大阪府教育庁保健体育課**（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会を經由）**あてに電話及び本書面にて連絡**すること。

2 なお、休日のクラブ活動時等に被害の訴えがあった場合は、**環境保全課 環境監視グループ**（光化学スモッグ対策連絡本部事務局）に直接連絡すること。

○関連サイトのご紹介

- ・大阪府大気汚染緊急時対策関係規程について

オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領等を掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/taiki/kiteishu.html>

- ・大阪府の大気情報について

光化学オキシダント濃度をリアルタイムで表示、緊急時発令状況等をお知らせしています。

<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>

- ・おおさか防災ネット

防災情報メールにご登録いただくと、希望された方に光化学スモッグ情報をお送りしています。

https://www.osaka-bousai.net/preventinfomail_detail.html

- ・大阪防災アプリ

大阪防災アプリの通知設定で「光化学スモッグ」の受信をオンにすると通知が受け取れます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020090/shobobosai/odp-app/index.html>

- ・大阪府ダッシュボード（光化学スモッグ注意報発令履歴）

1980 年度以降の大阪府内で発令された光化学スモッグ注意報について、発令地域ごとに色分けしたり、測定局ごとに地図上に表示したりしたグラフやマップで発令状況をわかりやすく見ることができます。

https://public.tableau.com/app/profile/.42194771/viz/_17198878143640/sheet0

- ・大阪管区气象台

最新の気象情報や、過去の気象データを入手することができます。

<https://www.jma-net.go.jp/osaka/>



大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課 環境監視グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
TEL 06-6210-9621